

事務所通信



Vol. 4 2013.8.1 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

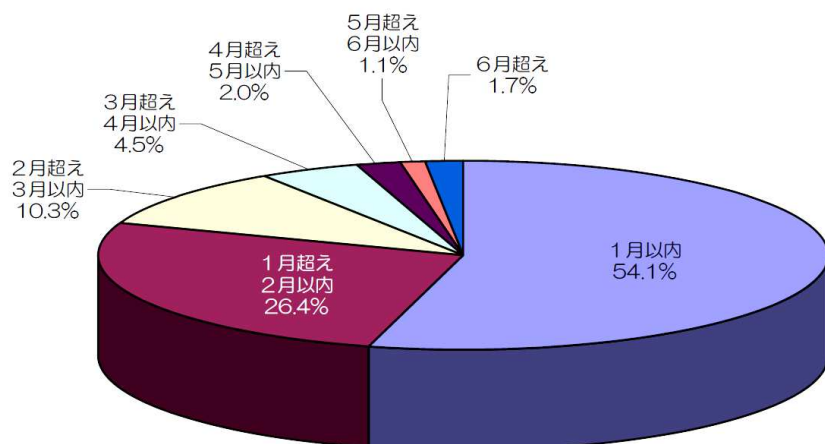
FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

法定後見制度は希望すればすぐ利用できるの？

このご質問も比較的多くいただくのですが、実際に利用できるまでには時間がかかります。

下記のグラフは、平成24年度（平成24年1月～平成24年12月）の全国の家庭裁判所が取り扱った法定後見の審理期間の割合のグラフです。



最高裁判所
成年後見事件の概況より

申立て（家裁へ必要書類を提出します）から後見等開始の審判（家裁で検討された結果）まで、ご本人の精神鑑定が不要の場合でも1ヶ月程度。ご本人の精神鑑定が必要な場合は医師の鑑定に要する期間によってさらに期間を要します。精神鑑定が不要な場合でも事案によっては期間は前後します。（例えば後見人等候補者が決まっていない場合など）

* 「補助」の場合は原則精神鑑定なし。「保佐・後見」の場合は原則精神鑑定が必要です。

当然ながら申立てに必要な書類の準備等にも時間を必要としますので、制度利用をお考えの場合は早めの検討をお勧めします。

成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部（日本行政書士会連合会館内）
平日 13:00～16:00 まで ☎0120-874-780
- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部（滋賀県行政書士会館内）
平日 9:30～17:00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

お知らせ

草津市社会福祉協議会さん主催「第2回ボランティアフェスティバル」にブース内で相談員として参加させていただきます。お気軽にお越しください。

日時：平成25年9月7日（土）10:00～16:00（雨天決行、入場無料）
場所：草津市青地町1086番地 草津市社会福祉協議会

イベントの詳細は草津市社会福祉協議会さん（電話：077-562-0084）までお問い合わせください。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

